

キャッシュレス推進事業費補助金交付要綱

令和元年8月29日
一般財団法人さっぽろ産業振興財団 事務局長決裁

(通則)

第1条 一般財団法人さっぽろ産業振興財団（以下「財団」という。）が実施するキャッシュレス推進事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付については、この要綱の定めるところによる。

(目的)

第2条 この要綱は、財団が、経済産業省が定めるキャッシュレス・消費者還元事業費補助金交付要綱（20190318 財商第1号。以下「交付要綱」）第4条第1項の規定に基づき、一般社団法人キャッシュレス推進協議会が行う「キャッシュレス・消費者還元事業費補助金（決済端末補助事業）」（同協議会が定めるキャッシュレス・消費者還元事業費補助金（決済端末補助事業）交付規程（PJ190412-CL31T-規程 000001号。以下「交付規程」という。）、決済端末補助公募要領（以下「公募要領」という。）その他関係規程に基づいて交付する補助金をいう。以下「経産省補助金」という。）の対象経費のうち、同補助金の支給対象とならない経費に対して交付する補助金の交付手続等を定め、もってその業務の適正かつ確実な処理を図ることを目的とする。

(交付の対象)

第3条 財団は、令和元年10月1日の消費税率引上げ後9か月間（以下「消費者還元期間」という。）、中小・小規模事業者等であって、キャッシュレス決済手段を用いることのできる小売店・サービス業者・飲食店等（以下「加盟店」という。）において消費者が決済を行った際、加盟店が個別の中小・小規模事業者の場合については5%、加盟店が一般社団法人キャッシュレス推進協議会において定める加盟店登録要領に規定するフランチャイズチェーン等に属する中小・小規模事業者の場合については2%を消費者に還元する等を行う事業（以下「経産省事業」という。）のために必要な決済端末の提供等（以下「経産省補助事業」という。）を実施する者であって、札幌市内においてキャッシュレスの推進に関する事業（以下「本事業」という。）を行う者のうち、第5条の規定に基づいて登録されたキャッシュレス決済事業者等（以下「補助事業者」という。）に対して、経産省補助事業を実施するために必要な経費その他本事業において必要と認める経費のうち、補助金交付の対象として財団が認める経費（以下「補助対象経費」という。）について予算の範囲内で補助金を交付する。ただし、別紙 暴力団排除に関する誓約事項記に記載されている事項に該当する者が行う事業に対しては、本事業の交付対象としない。

(キャッシュレス決済事業者)

第4条 本事業においては、交付規程第6条の規定に基づき登録されたキャッシュレス決済事業者であって、次の各号に定める要件を満たす者を本事業における登録対象のキャッシュレス決済事業者とする。

- (1) 札幌市内に本店がある者
- (2) 交付規程第4条第2号のB型決済事業者及び同条第3号の準B型決済事業者である者
- (3) 経産省補助事業の対象となる決済端末、POSレジサービスに対応するタブレット型端末及びレシートプリンタ（以下これらを総称して「加盟店設置機器」という。）を、交付規程第3条の規定に基づく加盟店（札幌市内に事業所がある者に限る。）に導入できる者
- (4) 以下の要件を満たす加盟店設置機器を調達できる者
 - ア 電子マネー決済（SAPICAに対応していること。）の機能を備えていること。
 - イ QR・コード決済（Alipay、WeChat Payのほか日系コード決済のいずれか又は全てに対応していること。）の機能を備えていること。
 - ウ 前号のタブレット型端末は、予めPOSレジサービスが搭載されたものであること。

- (5) 加盟店設置機器で処理した購買データを、一般社団法人札幌圏地域データ活用推進機構（以下「SARD」という。）に無償で提供するため、財団が別途提供するSARDの入会に係る申込書類を加盟店から徴取することができる者

(キャッシュレス決済事業者の登録)

第5条 本事業において、前条に規定するキャッシュレス決済事業者は、予め財団に対して登録申請を行うものとする。

2 財団は、補助対象となるキャッシュレス決済手段を導入するキャッシュレス決済事業者から登録申請があった際に、そのキャッシュレス決済事業者の適格性を審査したうえで登録を行うものとする。

3 財団は、本事業における登録が完了したキャッシュレス決済事業者に対して、キャッシュレス決済事業者登録通知書をもって通知する。

4 登録されたキャッシュレス決済事業者は、登録の際に申請をした内容に変更が生じる場合には、財団に対し、その変更内容を報告すると共に、必要な手続等について指示を受けなければならない。

5 財団には、キャッシュレス決済事業者登録通知後、外部に公表すると予め通知した情報をウェブサイト等に掲載する。ただし、キャッシュレス決済事業者の財産上の利益、競争上の地位等を不当に害するおそれのある場合について、当該キャッシュレス決済事業者が申し出た場合は、原則公開しない。

(キャッシュレス決済事業者登録の取消し)

第6条 財団は、キャッシュレス決済事業者が交付規程第7条の規定に基づき登録を取り消された場合並びに虚偽、不正又は業務の怠慢等が行われていることが明らかとなり、キャッシュレス決済事業者として不適切であると判断した場合、キャッシュレス決済事業者の登録を取り消すことができる。

2 財団は前項の規定に基づき、キャッシュレス決済事業者の登録を取り消したときは、当該キャッシュレス決済事業者に対してその旨を通知する。

(補助対象経費等)

第7条 経産省補助金の対象経費のうち同補助金の支給対象とならない経費及び同補助金の対象経費とならない端末・付属品等の費用として、別表のとおりとする。

(交付申請額の算定等)

第8条 キャッシュレス決済事業者は、交付規程第11条の規定に基づき算定した申請額のうち、本事業の交付申請の対象となる端末補助経費の見込額及び算定の参考となる情報を財団が定める集計期間毎に集約し、申請額の算定を行うこととする。

(交付の申請)

第9条 補助金の交付を申請しようとするキャッシュレス決済事業者(以下「申請者」という。)は、様式第1による交付申請書に財団が定める書類を添えて、財団が指定する期日までに提出しなければならない。

(交付決定の通知)

第10条 財団は、前条の規定による申請書の提出があった場合には、当該申請書の内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、交付決定を行い、様式第2による交付決定通知書により補助事業者に通知するものとする。この場合において、財団は、適正な交付を行うため必要があると認めるときは、申請に係る事項につき修正を加えて交付決定を行うことができるものとする。

2 財団は、審査の結果、補助金の交付が適当でないと認めるときは、その旨を申請者に通知するものとする。

3 財団は、交付決定又は精算(概算)払請求の後に補助金の交付に係る予算が不足した場合等において、申請者に交付決定額を変更し、精算(概算)払金額を変更する等の措置を講ずることがある。

4 財団は、第1項の通知に際して必要な条件を付することができる。

(交付の条件)

第 11 条 財団は、前条第 1 項の規定に基づく補助金の交付を決定する場合において、必要に応じ、当該交付の決定を受けた補助事業者に対し、次の各号に掲げる条件その他の条件を付することができる。

- (1) 補助事業者は、この要綱及び交付決定の内容並びにこれに付した条件に従い、善良なる管理者の注意をもって補助事業を行うこと。
- (2) 補助事業者は、財団が補助事業に係る実績の報告等を受け、その報告等に係る補助事業の実績が交付決定の内容又はこれに付した条件に適合しないと認めたときは、補助金を交付しない場合があること。
- (3) 補助事業者は、財団が補助事業の適正な遂行に必要な範囲において報告を求め、又は現地調査を行おうとするときは遅滞なくこれに応ずること。
- (4) 補助事業者は、補助事業終了後、財団及び札幌市の指示に従い、補助事業の効果等を報告すること。
- (5) 補助事業者が、地方公共団体又は公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令（平成 13 年政令第 34 号）第 1 条に規定する法人であり、当該補助事業等の実施に当たり、公共工事の品質確保の促進に関する法律第 2 条に規定する公共工事が発注される場合には、公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成 17 年 3 月 31 日法律第 18 号）に則り、経済性に配慮しつつ価格以外の多様な要素をも考慮し、価格及び品質が総合的に優れた内容の契約を行い、工事の品質を確保するよう留意すべきこと。

(申請の取下げ)

第 12 条 補助事業者は、補助金の交付決定の通知を受けた場合において、交付決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があり、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、当該通知を受けた日から 10 日以内に、様式第 3 による交付申請取下げ届出書を財団に提出しなければならない。

(補助事業の経理等)

第 13 条 補助事業者は、補助事業の経費については、帳簿及び全ての証拠書類を備え、他の経理と明確に区分して経理し、常にその収支の状況を明らかにしておかなければならない。

2 補助事業者は、補助金の交付に関する一連の通知、前項の帳簿及び証拠書類を補助事業の完了（廃止の承認を受けた場合を含む。）の日の属する年度の終了後 5 年間、善良な管理者の注意をもって保管し、財団の要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保存しておかなければならない。

(計画変更の承認等)

第 14 条 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ様式第 4 による計画変更（等）承認申請書を財団に提出し、その承認を受けなければならない。この場合においては、あらかじめ交付規程第 18 条に規定する承認を受けた後でなければ計画変更の承認等を受けることができないものとする。

- (1) 補助対象経費の区分ごとに配分された額を変更しようとするとき。ただし、各配分額の 10 パーセント以内の流用増減を除く。
 - (2) 補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、次に掲げる軽微な変更を除く。
 - ア 補助目的に変更をもたらすものではなく、かつ、補助事業者の自由な創意により、より能率的な補助目的達成に資するものと考えられる場合。
 - イ 補助目的及び事業能率に関係がない事業計画の細部の変更である場合。
 - (3) 補助事業の全部又は一部を他に承継しようとするとき。
 - (4) 補助事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとするとき。
- 2 財団は、前項に基づく補助事業計画変更承認申請書を受理したときは、これを審査し、当該申請に係る変更の内容が適正であると認め、これを承認したときは、その旨を当該補助事業者に通知するものとする。
- 3 財団は、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付の決定の内容を変更し、又は条

件を付することができる。

(債権譲渡の禁止)

第 15 条 補助事業者は、第 10 条第 1 項の規定に基づく交付決定によって生じる権利の全部又は一部を財団の承諾を得ずに、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会、資産の流動化に関する法律（平成 10 年法律第 105 号）第 2 条第 3 項に規定する特定目的会社又は中小企業信用保険法施行令（昭和 25 年政令第 350 号）第 1 条の 3 に規定する金融機関に対して債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。

2 財団が第 20 条第 1 項の規定に基づく確定を行った後、補助事業者が前項ただし書に基づいて債権の譲渡を行い、補助事業者が財団に対し、民法（明治 29 年法律第 89 号）第 467 条又は動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律（平成 10 年法律第 104 号。以下、「債権譲渡特例法」という）第 4 条第 2 項に規定する通知又は承諾の依頼を行う場合には、財団は次の各号に掲げる事項を主張する権利を保留し又は次の各号に掲げる異議をとどめるものとする。また、補助事業者から債権を譲り受けた者が財団に対し、債権譲渡特例法第 4 条第 2 項に規定する通知若しくは民法第 467 条又は債権譲渡特例法第 4 条第 2 項に規定する承諾の依頼を行う場合についても同様とする。

- (1) 財団は、補助事業者に対して有する請求債権については、譲渡対象債権金額と相殺し、又は、譲渡債権金額を軽減する権利を保留する。
- (2) 債権を譲り受けた者は、譲渡対象債権を前項ただし書に掲げる者以外への譲渡又はこれへの質権の設定その他債権の帰属及び行使を害すべきことを行わないこと。
- (3) 財団は、補助事業者による債権譲渡後も、補助事業者との協議のみにより、補助金の額その他の交付決定の変更を行うことがあり、この場合、債権を譲り受けた者は異議を申し立てず、当該交付決定の内容の変更により、譲渡対象債権の内容に影響が及ぶ場合の対応については、専ら補助事業者と債権を譲り受けた者の間の協議により決定されなければならないこと。

3 第 1 項ただし書に基づいて補助事業者が第三者に債権の譲渡を行った場合においては、財団が行う弁済の効力は財団が支出の通知を行ったときに生ずるものとする。

(補助事業の承継)

第 16 条 財団は、補助事業者について相続、法人の合併又は分割等により補助事業を行う者が変更される場合において、その変更により事業を承継する者が本事業を継続して実施しようとするときは、様式第 5 による承継承認申請書をあらかじめ提出させることにより、その者が補助金の交付に係る変更前の補助事業者の地位を承継する旨の承認を行うことができる。

(事故の報告)

第 17 条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに様式第 6 による事故報告書を財団に提出し、その指示を受けなければならない。

(状況報告)

第 18 条 補助事業者は、補助事業の遂行及び収支の状況について、財団の要求があったときは速やかに様式第 7 による状況報告書を財団に提出しなければならない。

(実績報告)

第 19 条 補助事業者は、補助事業が完了（廃止の承認を受けた場合を含む。）したときは、その日から起算して 30 日を経過した日又は財団が定める日のいずれか早い日までに様式第 8 による実績報告書を財団に提出しなければならない。

2 補助事業の実施期間内において、会計年度が終了したときは、財団が定めた日までに前項に準ずる実績報告書を財団に提出しなければならない。

3 補助事業者は、第 1 項の実績報告書をやむを得ない理由により提出できない場合は、財団は期限について猶予することができる。

4 補助事業者は、財団が補助事業に係る実績の報告等を受け、その報告等に係る補助事業の

実績が補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に適合しないと認めるときは、補助金を交付しない場合がある。

(請求額の算定等)

第20条 補助事業者は実績報告又は精算払（概算払）の対象となる端末補助経費の額及び算定の参考となる情報を財団が定める集計期間毎に集約し、報告額及び請求額の算定を行うこととする。

(額の確定等)

第21条 財団は、第19条第1項の報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容（第14条第1項に基づく承認をした場合は、その承認された内容）及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知する。

2 前項の補助金の額の確定は、配分された補助対象経費の区分ごとの実績額に補助率を乗じて得た額と、対応する区分ごとに交付決定された補助金の額（変更された場合は、変更された額とする。）とのいずれか低い額の合計額とする。

3 財団は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずる。

4 財団は、前項に基づき補助金の返還を請求しようとするときは、次に掲げる事項を、速やかに補助事業者通知するものとする。

(1) 返還すべき補助金の額

(2) 延滞金に関する事項

(3) 納期日

5 財団は、補助事業者が第3項の規定による命令を受け、当該補助金を返還したときは、様式第9により報告させるものとする。

6 第4項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(補助金の支払)

第22条 補助金は前条第1項の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。ただし、必要があると認められる経費については、概算払をすることができる。

2 交付規程第27条第2項の請求を行った補助事業者は、前項の規定により補助金の支払を受けようとするときは、様式第10による精算（概算）払請求書を財団に提出しなければならない。

(手続き代行)

第23条 補助事業者は、様式第11による手続き代行の申請を財団に提出し、その承認を受けることで、第9条の交付申請書、第12条の交付申請取下げ届出書、第14条第1項の計画変更（等）承認申請書、第16条の承継承認申請書、第17条の事故報告書、第18条の状況報告書、第19条の実績報告書、第23条の精算（概算）払請求書の提出その他財団が指示する手続を、財団が別に定める条件を満たす代表申請事業者（交付規程第4条第4号に規定する者であって、第5条の規定に基づき登録された事業者に限る。）に対して依頼することができる。

2 代表申請事業者は、依頼された手続きについて、善良なる管理者の注意をもって対応しなければならない。

3 代表申請事業者は、手続にあたって補助事業者から提供され、又は知り得た営業秘密について、他用途転用の禁止等の営業秘密の管理に係る責務を負うものとする。

4 財団は、代表申請事業者が第2項に規定する手続を虚偽その他不正の手段により行った疑いがある場合は、必要に応じて調査を実施し、不正行為が認められたときは、次に掲げる措置を講じることができるものとする。

(1) 財団が行う契約の全部又は一部について、一定期間指名等の対象外とすること。

(2) 財団が実施する全ての補助金について、一定期間の交付及び手続代行の停止を命ずること。

(3) 当該代表申請事業者の名称及び不正の内容を公表すること。

5 財団は、補助事業の適正かつ円滑な運営を図るため、必要があるときは代表申請事業者に対し、協力を求めることができるものとし、代表申請事業者は財団からの協力依頼に対して必ず協力しなければならない。

(交付決定の取消し等)

第 24 条 財団は、経産省補助事業の全部若しくは一部の中止若しくは廃止された場合又は次の各号のいずれかに該当する場合には、第 10 条第 1 項の交付の決定の全部若しくは一部を取消し、又は変更することができる。

(1) 補助事業者が、交付規程第 29 条に基づく交付決定の取消し等を受けた場合

(2) 補助事業者が、この要綱に基づく財団の処分若しくは指示に違反した場合

(3) 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合

(4) 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合

(5) 交付の決定後に生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

(6) 第 6 条の規定によりキャッシュレス決済事業者としての登録を取り消された場合

(7) 補助事業者が別紙暴力団排除に関する誓約事項に違反した場合。

2 前項の規定は、第 22 条第 1 項に規定する補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

3 財団は、第 1 項の規定による取消し又は変更をしたときは、速やかに補助事業者に通知するものとする。

4 財団は、第 1 項の規定による取消し又は変更をした場合において、既に当該取消し又は変更に係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずる。

5 財団は、前項の返還を命ずる場合には、第 1 項第 5 号に規定する場合を除き、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利 10.95 パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

6 第 21 条第 4 項から第 6 項までの規定は、第 4 項の規定に基づく補助金の返還及び前項の規定に基づく加算金の納付の場合について準用する。この場合において、第 21 条第 5 項中「様式第 9」とあるのは、「様式第 12」と読み替えるものとする。

(加算金の計算)

第 25 条 財団は、補助金が 2 回以上に分けて交付されている場合においては、返還を請求した額に相当する補助金は、最後の受領の日を受領したものとし、当該返還を請求した額がその日に受領した額を超えるときは、当該返還を請求した額に達するまで順次遡り、それぞれの受領の日において受領したものとして当該返還に係る加算金を徴収するものとする。

2 財団は、加算金を徴収する場合において、補助事業者の納付した金額が返還を請求した補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を請求した補助金の額に充てるものとする。

(延滞金の計算)

第 26 条 財団は、延滞金を徴収する場合において、返還を請求した補助金の未納付額の一部が納付されたときは、当該未納付金からその納付金額を控除した額を基礎として当該納付の日の翌日以降の期間に係る延滞金の計算をするものとする。

2 前条第 2 項の規定は、前項の延滞金を徴収する場合に準用する。

(財産の管理等)

第 27 条 補助事業者は、補助対象経費（補助事業の一部を第三者に実施させた場合における対応経費を含む。）により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助金の交付の目的に従って、その効率的・効果的運用を図らなければならない。

い。

2 補助事業者は、取得財産等について、様式 13 による取得財産等管理台帳を備え管理しなければならない。

3 補助事業者は、当該年度に取得財産等があるときは、第 19 条第 1 項に定める実績報告書に様式第 14 による取得財産等管理明細表を添付しなければならない。

4 財団は、補助事業者が取得財産等を処分することにより収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部若しくは一部を財団に納付させることがある。

(取得財産の処分の制限)

第 28 条 取得財産等のうち、財団が処分を制限する財産は、取得価格又は効用の増加価格が単価 50 万円以上の機械、器具及びその他の財産とする。

2 財産の処分を制限する期間は、消費者還元期間終了までとする。

3 補助事業者は、前項の規定により定められた期間中に、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ様式第 15 による申請書を財団に提出し、その承認を受けなければならない。

4 前条第 4 項の規定は、前項の承認をする場合において準用する。

(財団による調査)

第 29 条 財団は、補助事業の適切な遂行を確保するため必要があると認めるときは、補助事業者及び登録された加盟店に対し、補助事業に関する報告を求め、又は補助事業者及び加盟店の事業所等に立ち入り、帳簿書類等の調査を行うことができる。

2 前項の補助事業者及び加盟店は、財団が必要な範囲内において調査等を申し出た場合は、これに協力しなければならない。

(是正のための措置)

第 30 条 財団は、補助事業が適切に実施されていないと認めるときは、是正のための措置を取るべきことを補助事業者に命ずることができる。

(予算が不足する場合の措置)

第 31 条 財団は、第 9 条の規定に基づいて別に指定する補助金交付申請書提出期限以前に、補助金の交付に係る予算が不足するおそれがあると認めるときは、補助金の交付に係る予算の執行状況を見極めた上で、交付申請の受付を中止することができる。この場合には、あらかじめ財団のホームページ等で周知するものとする。

2 財団は、前項の交付申請の受付中止に関係する必要事項を別に定める。

(財団によるデータ等の提供要請)

第 32 条 財団は札幌市の施策に基づきキャッシュレス決済の普及促進を図るため、必要な範囲において補助事業者に対してキャッシュレス決済の普及に資するデータ等の提供を要請することができる。

2 補助事業者は、財団が必要な範囲内においてデータ等の提供を申し出た場合は、これに協力するよう努めなければならない。

(情報管理及び秘密保持)

第 33 条 補助事業者は、補助事業の遂行に際し知り得た第三者の情報については、当該情報を提供する者の指示に従い、又は、特段の指示がないときは情報の性質に応じて、法令を遵守し適正な管理をするものとし、補助事業の目的又は提供された目的以外に利用してはならない。

2 前項の情報のうち補助事業者その他の第三者の秘密情報(補助事業者が取得した研究成果、事業関係者の個人情報等を含むがこれらに限定されない。)については、機密保持のために必要な措置を講ずるものとし、正当な理由なしに開示、公表、漏えいしてはならない。

3 補助事業者は、補助事業の一部を第三者(以下、「履行補助者」という)に行わせる場合には、履行補助者にも本条の定めを遵守させなければならない。補助事業者又は履行補助者の役員又は従業員による情報漏えい行為も補助事業者による違反行為とみなす。

4 本条の規定は補助事業の完了後(廃止の承認を受けた場合を含む。)も有効とする。

(暴力団排除に関する誓約)

第 34 条 補助事業者は、別紙記載の暴力団排除に関する誓約事項について補助金の交付申請前に確認しなければならず、交付申請書の提出をもってこれに同意したものとする。

(その他必要な事項)

第 35 条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、必要に応じ、交付規程、公募要領その他関係規程の例によることとし、その他必要な事項は財団が別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年 8 月 29 日から施行する。

別紙

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、補助金の交付の申請をするに当たって、また、補助事業の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約いたします。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

別表

キャッシュレス決済の導入に必要となる決済端末、ソフトウェア、付属品、設置費等のうちキャッシュレス決済事業者が負担する費用。ただし、加盟店1店舗当たり13万円を上限とする。詳細は下表のとおり。

1 経産省補助金対象経費

区分		補助対象	補助率
端末 ・ 付属品 費用	決済端末 (含ソフトウェア)	下記の機能を有する機器とする ・読み取り機能 ・決済処理機能 ・精算データ作成機能 ・精算データ送信機能 ・通信機能	1/3以内 ※中小・小規模事業者に費用を負担させないこと
	付属品	・決済端末本体機器・ソフトウェアと接続して利用する汎用端末 (PC、スマートフォン、タブレット) ・決済情報の読み取りに必要な機器 (バーコードリーダー) ・決済端末で電子サインを行うために必要な機器 (サインパッド) ・決済価格を表示するために必要な機器 (カスタマーディスプレイ) 等	
その他費用	設置費	・本体機器を据え付けるために必要な設置費用 (据付・配線工事費)	
	その他	・システム利用料、アプリの保守費用、電子サイン ・電子伝票保管サービスを利用するための ASP サービス利用料 等	

2 経産省補助金対象外経費

区分		補助対象	補助率
端末 ・ 付属品 費用	付属品 (含ソフトウェア)	・タブレット型端末 ・レシートプリンタ	10/10 以内 ※中小・小規模事業者に費用を負担させないこと
その他費用	設置費	・経産省補助金対象外経費における付属品を据え付けるために必要な費用 ・初期設定に必要な費用 ・操作説明に必要な費用	